

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岐阜地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	6 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年12月まで  
婚姻届の用紙をA町役場に取りに行った際、職員の方に国民年金に加入するように言われ、昭和51年3月の入籍と同時に加入手続を行った。加入手続と同時に、口座振替の手続も行ったと思う。申立期間が未納になっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年5月頃に夫婦連番で払い出されており、一緒に納付していたとする申立人の夫は、申立期間は納付済みである。

また、申立期間は、9か月と短期間であるとともに、特殊台帳によると、申立期間直前の昭和51年3月の国民年金保険料を加入後の同年7月に、申立期間直後の52年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料を同年5月に過年度納付していることが確認できることから、申立期間の9か月のみが未納とされていることは不自然である。

さらに、申立人のA町の書換え前（昭和56年度前）の国民年金被保険者名簿には、申立期間における保険料納付記録欄には、納付済印が押されているにもかかわらず、書換え後の被保険者名簿には、一旦押された完納印（検認印）が手書きで訂正されている（理由は不明である。）など、申立期間において、申立人の納付記録の管理が、行政側で適正に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和19年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20年4月1日に喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、50円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月1日まで

私は、昭和19年3月にA学校を卒業後、同年4月にB社C支店に入社した。20年春頃に戦争が始まるとの噂を聞き、親の出生地であるD県へ引き揚げるために同年3月に同社を退職したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。支店長宅で先輩女性3名ほどが同席して送別会をしてもらった記憶がある。調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険被保険者台帳索引票及び厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人が当時使用していたとする氏名、生年月日（E、昭和2年生まれ）で、昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、資格喪失日は、「照会せるも不明」と記載されている基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

また、申立人は、昭和20年3月末までB社C支店に勤務し、その後、D県に疎開するためにF県を出発し、同年4月8日にD県に到着したと供述している上、同社同支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳において、申立期間に同支店で被保険者となっている複数の上司及び同僚の名前を記憶していることから、申立人は、申立期間において同支店に勤務していたと認められる。

さらに、上記の被保険者台帳の資格喪失日欄に「照会せるも不明」と記載されていることから、資格喪失日について、年金事務所に照会したところ、「昭和20年のF県庁火災により、当時の被保険者名簿は焼失しているため喪失日は不明」と回答している。

これらを総合的に判断すると、上記の被保険者台帳索引票及び被保険者台帳の記録は申立人の記録であり、事業主は、申立人の資格取得日を昭和19年6

月 1 日、資格喪失日を 20 年 4 月 1 日として社会保険事務所に届出していたことが認められるが、19 年 6 月 1 日から同年 10 月 1 日までの期間は、厚生年金保険法の適用準備期間として厚生年金保険の被保険者期間に算入しない期間であり、厚生年金保険料の徴収は同年 10 月から開始することが定められていることから、申立人の資格取得日は同年 10 月 1 日、資格喪失日は 20 年 4 月 1 日であると認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記被保険者台帳に記載されている申立人と認められる記録から、50 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月15日から30年8月3日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年2月15日に、資格喪失日に係る記録を30年8月3日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を、29年2月から同年9月までは4,000円、同年10月から30年7月までは5,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年4月1日から30年8月3日まで

昭和28年4月1日から30年8月3日までの期間においてA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録が無い。入社時、同社から、「社会保険に加入しているので安心して働いてください。」と言われた。また、申立期間に健康保険証を使用した記憶もあるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間においてA社に勤務していたと認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人が同時期に同社に勤務したと記憶する同僚23人には、同社における被保険者記録が確認できる。

さらに、複数の同僚は、「当時の従業員数は70人から80人くらいであった。」と供述しているところ、上記の被保険者名簿によると、当該期間の被保険者数と、同僚が供述する従業員数はほぼ一致していることから、A社においては、ほぼ全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたと考えられる。

一方、上記の被保険者名簿によると、A社における雇用保険の資格取得日が昭和28年8月26日となっている同僚及び申立人を同社に紹介したとする同僚を含む12人の者が、29年2月15日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、同僚の一人は、当時、新卒者の雇入れ以外で複数の者がまとめて入社

してきたことは無かった旨供述していることから、当時、A社では、一定期間内に採用した者をまとめて厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和29年2月15日から30年8月3日までの期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、上記の同僚の社会保険事務所(当時)の記録から、昭和29年2月から同年9月までは4,000円、同年10月から30年7月までは5,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社の事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に整理番号の欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和29年2月15日から30年8月3日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を平成9年3月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年3月26日から同年7月1日まで  
平成9年3月26日からA社に勤務したが、厚生年金保険の加入記録は、同年7月1日からになっている。給料支払明細書のとおり保険料が控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社における平成9年4月分、同年5月分及び同年7月分の給料支払明細書及び預金通帳の写しから、申立人は、申立期間において同社に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の給料支払明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、雇用保険及び厚生年金保険の記録における資格取得日が同じであり、公共職業安定所及び社会保険事務所（当時）の双方が誤って同じ取得日と記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る平成9年3月から同年6月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、農林漁業団体職員共済組合員として掛金を農林漁業団体により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の農林漁業団体職員共済組合における資格取得日に係る記録を昭和53年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を7万2,000円とすることが必要である。

なお、農林漁業団体は、申立人に係る申立期間の掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年4月1日から同年5月1日まで

私は、昭和53年4月1日にA農業協同組合に入組し、同組合B支店に勤務した。同年4月分の給与明細書のとおり給与から農林年金保険料が引かれていたので資格取得日を同年4月1日に訂正し、申立期間を農林年金の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A農業協同組合に係る健康保険被保険者原票及び雇用保険の記録から、申立人が、申立期間において同組合に勤務していたことが確認できる。

また、申立人が所持するA農業協同組合における昭和53年4月分の給与明細書から農林漁業団体職員共済組合の掛金を控除されていたことが確認できる。

これらのことから、申立人は、申立期間についてA農業協同組合に継続して勤務し、農林漁業団体職員共済組合の掛金を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記の昭和53年4月の給与明細書の掛金控除額から、7万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る掛金の農林漁業団体による納付義務の履行については、A農業協同組合を継承するC農業協同組合は、掛金を納付したか否かについては不明としているが、農林漁業団体職員共済組合に、申立人が昭和53年5月1日に資格取得したとする組合員資格新規取得届が保管されていることから、同組合は、申立人に係る同年4月の掛金について納入の告知を行っておらず、農林漁業団体は、申立期間に係る掛金を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を47万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年4月1日から同年12月1日まで  
A社でB部長として勤務していた。ねんきん定期便によると、平成17年4月1日から同年12月1日までの期間の標準報酬月額が、社会保険事務所によって9万8,000円に遡及して訂正されている。申立期間の標準報酬月額を元の47万円に戻してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額は、当初47万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成17年12月1日）の後の平成17年12月26日付けで9万8,000円に遡って引き下げられていることが確認できる。

また、A社の同僚取締役及び関与社会保険労務士は、「申立人は、A社の社会保険担当者ではなかった。」と供述している上、平成16年度及び17年度滞納処分票の事跡欄に、申立人が社会保険事務所と応対した記録が見当たらないことから、申立人は、当該訂正処理について関与していなかったものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、上記のような記録訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、申立期間における標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間における標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た47万円に訂正することが必要と認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年5月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和54年5月から55年3月まで  
短大を卒業した昭和55年4月頃に国民年金に加入して、送られてきた納付書で10万円に近い金額を一括で納めた。申立期間が未加入で未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得日から、昭和57年4月頃に申立人の実兄と連番で払い出されており、申立人の国民年金被保険者名簿の摘要欄に55年4月から57年3月までの保険料が同年7月6日に過年度納付された記載がある上、当該保険料の合計額が9万9,240円であることから、申立人が10万円近い金額を一括で納付したと述べている納付期間は、申立期間ではなく当該期間と考えても不自然ではない。

また、申立人が所持する年金手帳には、初めて被保険者となった日が昭和55年4月1日と記載されており、オンライン記録の資格取得日と一致していることから、申立期間は未加入期間であり、過年度分の納付書の発行が無かったと考えられ、申立人は国民年金保険料を納付することができなかったものと推認される。

さらに、申立人の国民年金保険料の納付を裏付ける関係人の証言も得られず、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から57年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から57年3月まで

私は昭和54年3月に結婚したことを契機にA市へ転居したが、妻が同市役所へ転入届を提出した際に国民年金への加入を催促されたので手続を行った。

国民年金の加入手続を行った以降は、妻が納付書と併せて国民年金保険料をB婦人会の役員に渡していたにもかかわらず、年金記録が無いことに納付できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和57年5月頃に払い出されており、申立期間当時、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする妻は、今まで申立人に交付された年金手帳は現在保有している1冊のみであり、国民年金の加入手続は1回しか行っていないとしている。

また、申立期間のうち、昭和54年3月から55年3月までの期間に係る国民年金保険料は、上記の国民年金手帳記号番号の払出時点を基準とすると、時効により納付することができない上、申立期間以外にも保険料が未納となっている期間がある。

さらに、申立人は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関与していない上、申立人に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料を納付していたとする妻の記憶が明確ではないほか、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②のうち、平成6年10月から7年4月まで及び同年7月から8年11月までの標準報酬月額について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

さらに、申立人の申立期間②のうち、平成7年5月及び同年6月における標準報酬月額の記録については、訂正する必要は認められない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年1月20日から5年5月1日まで  
② 平成6年10月1日から8年12月19日まで

平成4年1月から5年5月までの期間もA社に勤務していたが、厚生年金保険の記録が無い。また、22年7月に、B年金事務所から、6年10月から8年11月までの標準報酬月額が実際とは違う金額に訂正されている可能性があるという手紙をもらった。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成4年分及び5年分の源泉徴収票並びにA社から提出された出勤簿により、申立人が申立期間①において同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、上記の源泉徴収票では、社会保険料が控除されていないことが確認できるほか、A社は、「平成7年6月に監査で指摘され、2年間遡って申立人の厚生年金保険の資格取得の手続を行った。4年1月から5年4月までの厚生年金保険料については、申立人の給与から保険料を控除していなかった。」旨回答している。

また、全国健康保険協会C支部の記録により、申立人は、申立期間①において、政府管掌健康保険の任意継続被保険者であったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②のうち、平成6年10月から7年4月までの標準報酬月額につい

ては、A社から提出された申立人の給与台帳兼源泉徴収簿から、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成7年7月から8年11月までの標準報酬月額については、上記の給与台帳兼源泉徴収簿により、オンラインの記録どおりの標準報酬月額（平成7年7月から8年9月までは30万円、同年10月及び同年11月は26万円）に見合う保険料控除が確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立期間②のうち、平成6年10月から7年4月まで及び同年7月から8年11月までの標準報酬月額について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間②のうち、平成7年5月及び同年6月の標準報酬月額については、上記の給与台帳兼源泉徴収簿により、事業主が控除していたと認められる健康保険料及び厚生年金保険料（4万4,460円）に見合う標準報酬月額（36万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）より高額であるものの、給与台帳兼源泉徴収簿で確認できる給与支給額（平成7年5月は27万8,944円、同年6月は29万2,436円）に見合う標準報酬月額（平成7年5月は28万円、同年6月は30万円）は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（30万円）より低額又は同額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。